

Title	米国の朝鮮政策、一九四七-四九：米軍撤退の決定を中心に
Sub Title	The decision to withdraw U.S. Troops from Korea, 1947-49
Author	小此木, 政夫(Okonogi, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.3 (1981. 3) ,p.161- 182
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	遠峰四郎教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810315-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

米国の朝鮮政策、一九四七—四九

—米軍撤退の決定を中心に—

小 此 木 政 夫

問題の所在

一、「介入」と「撤退」——二つの要請

二、NSC 8——妥協の構造

三、NSC 8/2——再確認

結 論

問題の所在

将来のアジア・太平洋地域に出現する新しい国際秩序における主要大国として、真珠湾以後、米国は朝鮮半島への伝統的無関心に終止符を打った。朝鮮を暫定的国際管理（信託統治）のもとに置くというローズベルトの構想は、戦後の朝鮮をめぐって予想される中ソ間の勢力圏的対立と植民地問題をめぐる英国の利害をもとに未然に調整しようとする試みであり、それはかれ自身の「四人警察官」の構想とも密接に関連するものであったといえる。⁽¹⁾

しかし、朝鮮独立への米国の関与は、当初から、けつして無限定なものではなかつた。それはむしろ「介入」と「撤退」の長い相克の始まりであつたといえるだろう。三八度線による分割占領、一九四六年夏の米軍長期駐留の決定、NSC 8 および 8/2、アチソン演説などは、いずれも、朝鮮戦争への地上軍の派遣をもつて終る苦悩の軌跡であつたといえる。興味深いことに、米国の朝鮮への「介入」は民族自決というイデオロギー的立場を高く掲げ、戦略的にそれをアジア大陸との関連で評価することを特徴とし、また、そこからの「撤退」は朝鮮の統一と独立を事実上断念し、南西太平洋諸島ないし大陸沿岸諸島を米国極東戦略の第一線とするものであつた。⁽²⁾

このような視角からみると、駐留米軍の撤退を決定した二度に及ぶ国家安全保障會議の決定も、それを単に「撤退」の文脈でのみ理解することは困難であろう。アーネスト・メイが指摘するように、確かに、戦争勃発直前の米国の朝鮮政策の主要な目標は「朝鮮で米国の軍事力の使用を避ける」ことであり、またそれは「統合参謀本部の一貫した立場であり、二度までも国家安全保障會議で考慮され、そのつど大統領の承認するものであつた」⁽³⁾といえる。しかし、他方、米国内には、國務省の極東関係者を中心に、すでにカイロ宣言以来朝鮮に賭されてきた米国の政治的威信を守るために、そこへの積極的な関与の継続を要求する強い意見が存在し、それはなんらかの形で国家安全保障會議の討議にも反映されたはずである。事実、二つのNSC文書はいずれも、米軍の早期撤退を決定するとともに、南朝鮮への相当規模の政治的、経済的、軍事的支援を承認しているのである。

本稿ではまず、朝鮮への積極的な関与の要請が、トルーマン・ドクトリンの宣布以後、どのような形で展開されたのかを検討することから始め、つづいて、それが米軍早期撤退の要請とどのように関連したのかをみることにしたい。このような作業は、当然、国家安全保障會議の二度の決定の内容とその実施過程の検討に及ぶであろうし、それはまた駐留米軍撤退の決定を米国の朝鮮政策全体のなかでより正しく位置づけることに資するであろう。

(1) この点については、この論文の第一章を参照された。Masao Okonogi, "The Shifting Strategic Value of Korea, 1942-1950," *Korean Studies*, Vol. III, Center for Korean Studies, University of Hawaii, 1979.

(2) 同上論文の第二章以下を参照された。

(3) Ernest R. May, "Lessons" of the History, *The Use and Misuse of History in American Foreign Policy*, Oxford University Press, 1973, p. 37.

一、「介入」と「撤退」——二つの要請

一九四六年夏以来朝鮮への介入の度合を深めていた米国政府は、翌年初、三か年の朝鮮経済および復興援助計画の立案に着手した。国務・陸軍省間朝鮮特別委員会は、二月末、両省長官に、三か年六億ドル、初年度（一九四八会計年度）一億五千万ドルの朝鮮援助の立法化を勧告したのである。⁽¹⁾ この構想は、その後、三月四日および二七日の両省首脳討議を経て、三か年五億四千万ドル、初年度二億千五百万ドルに修正され、予算局の承認を得て、議会に正式に提出される直前までに具体化された。⁽²⁾ アチソン国務次官は、三月二八日、援助計画の立法化を確認する書簡を陸軍長官に送付している。⁽³⁾

このような経緯からみて、アチソン、ヒルドリング、ヴァインセントらが、一九四七年春、ギリシャ援助に匹敵する朝鮮援助計画を立案していたことは明らかである。ここにみられる米国の政策の基本は、大規模な経済・技術援助の供与によって、南朝鮮の政治的、経済的自立化を促進し、同時にソ連との交渉に有形無形の圧力を加えるというものであった。援助計画は、マーション・プランに似て、形式的には朝鮮全土への適用を予定するものであり、アチソンは、「できるだけ早急に統一民主朝鮮を創設することがわれわれの目的であり、そうするために朝鮮経済はわれわれの支援を必要としている。承認が要請されている金額は、三年後には、存続可能で、自立的な朝鮮経済をもたらすであろう⁽⁴⁾」と明言していたのである。

しかしながら、この計画の実現には大きな障害が存在した。それは上下両院で共和党が多数を占め、国防と対外援助予算

の増大に厳しい制限を加える第八〇米國議會である。三月二四日に開會された上院對外關係委員會の公聴会の席上、アチソンは、バンデンバーグ議長の質問に答えて三か年の朝鮮援助計画に言及したが、それは政府がギリシャ・トルコ援助をその他の地域にまで拡大するものと受け取られざるをえなかつた。⁽⁵⁾もし政府があまりにも多くの援助計画を提出すれば、それはマ―シャル・プランを始めとする他のより重要な計画にまで影響を及ぼしかねないであろう。このような見地から、四月四日、パターソン陸軍長官はアチソンに「(議會への朝鮮援助の)要請は逆の反応の契機となり、全世界での米國の政策を支援するために陸軍省および他の部局に提供される資金の實質的削減をもたらす恐れがある」⁽⁶⁾と指摘せざるをえなかつたのである。

パターソンは、もちろん、國務省の計画が順調に実施されることを望んでいなかつたわけではない。かれは、むしろ、その実現が米國の朝鮮への関与の早期削減につながることを期待し、とくに議會への提出のタイミングとそれ以前になすべきことについて重要な助言を行つている。しかしかれの書簡は、単に援助計画への議會の反応についてだけでなく、すでに課されている資金と人員の面での制約、早期独立への朝鮮人の熱望、朝鮮がソ連と対峙するには軍事的に困難な地域であること、米國の安全の観点からは軍隊駐留の見返りを期待し難いことなどに言及しており、南朝鮮をソ連の支配下に置くことにしに、できるだけ早急に米軍の撤退を実現すべきであると主張するものであつた。⁽⁷⁾

陸軍長官の指摘は、いうまでもなく、トルーマン・ドクトリンの宣布以後、米國政府が直面していた全世界的な對外関与の再編成と密接に関連するものである。一九四六年を通じて拡大された米國の對外関与は、いまや、限定された資源の配分という観点から、西欧に対する經濟援助に力点を置いて再検討されざるをえなかつたのである。⁽⁸⁾國家的安全の観点から米國の對外援助の再検討を試みた統合戰略調査委員會 (Joint Strategic Survey Committee) の四月二九日の報告も、援助の必要の緊急性の観点からは、朝鮮を一八の援助対象國のうち、ギリシャ、トルコ、イタリア、イランについて五番目に位置づけていたが、米國の安全にとつての援助の重要性の観点からは、それを一六か國中の一五番目に位置づけたにすぎない。結局、

二つの観点からの評価を総合した結果、ギリシヤがイタリアについて五番目の優先順位を獲得したのに対して、朝鮮は一六か国中の二三番目に位置づけられざるをえなかつた。⁽⁹⁾朝鮮は対外関与の戦略的な再編成の影響をもつとも劇的に被つた国の一つであつたといえるのである。

このような事態の展開のなかで、一九四七年七月初に第二次米ソ合同委員会が事実上の決裂を迎えると、米政府は新しい朝鮮政策の検討に入らざるをえなかつた。その最初の動きは七月二三日の朝鮮特別委員会の設置であるだろう。国務・陸軍・海軍三省調整委員会(SWNC)の下部機関として発足した同委員会の運営委員である国務省北東アジア課のジョン・アリソンは、七月二十九日、明らかにパターソンの助言を入れて、究極的には朝鮮問題の国連上程と南朝鮮単独政府の樹立に至る政策の骨子を示す覚書を起草している。同文書は、モスクワ協定に規定された四大国(米、ソ、英、中)が米ソ両占領地域内で自由選挙を実施し、人口比を考慮した統一暫定政府を樹立し、その後、同政府と経済援助の内容を協議し、それを基礎に、同政府との特別の合意のないかぎり、外国軍隊を撤退させるといふものであり、ソ連がこれを拒む場合には問題を国連に提出することを予定していた。⁽¹⁰⁾これは国務省を中心に推進されてきた朝鮮援助計画と陸軍省に代表される駐留米軍の早期撤退の要求との調和を企図する最初の試みであつたといえるであろう。

八月四日、朝鮮特別委員会はアリソンの提案に基づいて「朝鮮における米国の政策」(SWNC 176/30)と題する文書を採択し、これを三省調整委員会に提出したが、同文書もまた、国務省の要請を基礎としつつ、陸軍省の要請との調和をめざすものであつたといえる。なぜならばそれは、一方において、米国が朝鮮の独立のために最善を尽していることを「明確な行動」によつて保証するまで南朝鮮の事態は改善されえず、「そのような状態のもとでの米軍の朝鮮からの撤退はほとんど確実にソ連による朝鮮の完全なる支配をもたらし、それは米国の威信と全世界的な政治目的への重大な結果を伴うであろう」と論じ、次の議会に提出する朝鮮援助法の準備を勧告するとともに、他方、「しかし、朝鮮をソ連の支配下に放棄すること

なしに、できるだけ早期に人員と資金の面での米国の関与を縮小・削減するためのあらゆる努力が払われなければならない」と強調しているからである。同文書はまた、朝鮮からの米ソ両軍の早期同時撤退についても、それに原則的に同意するとともに、「朝鮮の政治的自由と国家的独立」のための保障措置を要求している。⁽¹¹⁾

一九四七年夏、米国政府は、以上のような方針に沿って、朝鮮問題に対処しようとしていた。新しく國務次官に就任したロベツトは、合同委員会における討議を断念し、八月二六日、朝鮮問題討議のための四大国会議の招集をモロトフに呼びかけ、同時に米ソ両占領地域における人口比に基づき、総選挙を提案した。⁽¹²⁾ ロベツトはまた、モロトフが九月四日にこれを拒絶すると、第二回国連総会が開幕した九月一六日、朝鮮独立問題の国連上程をソ連側に通告した。⁽¹³⁾ 国連代表オースティンが国連総会における「朝鮮独立問題」討議を正式に申請し、マーシャルが国連総会での演説において加盟諸国の「公正なる判断」を要請したのは翌一七日のことである。⁽¹⁴⁾ これに対するソ連の反応が、九月二六日、米ソ合同委員会の席上でなされたシュティコフ代表の提案であり、それは、一九四八年初めにすべての外国軍隊が朝鮮から撤退するという提案にもし米国が同意するならば、ソ連軍部隊は米軍部隊と同時に朝鮮から撤退する用意があるというものであった。⁽¹⁵⁾

しかしながら、この頃になると、ソ連の提案を待つまでもなく、より早急な駐留米軍の撤退を求める声が多たたび米国防府内に抬頭し、急速に論議の焦点となりつつあった。國務省内でも、東ヨーロッパ課のステイブンスとソウル駐在政治顧問ジェイコブズの意見はまったく対立していた。ステイブンスが朝鮮における米ソ対立に象徴的な意味を見出し、米軍の早期撤退は南朝鮮の共産化を招来し、それが全世界における米国の威信を耐え難いまでに損傷するとみていたのに対し、⁽¹⁶⁾ ジェイコブズはS W N C C 176 / 30にみられるような朝鮮への過大な関与に強い疑問を投げかけ、朝鮮の対ソ戦略上の重要性こそがまず検討されるべきであると主張したのである。ジェイコブズはまた、もしその答が否定的であるならば、「われわれはこの問題で、ソ連と和解し、できるだけ速く、かつできるだけ優雅に撤退するべきである」と論じている。⁽¹⁷⁾ 政策企画部長

ジョージ・ケナンはジェイコブズのこの見解に全面的な賛意を表明し、九月二四日、そのことをバタワースに伝えている。⁽¹⁸⁾
他方、統合参謀本部は、三省調整委員会の国務省委員の九月一五日の要請を受けて、軍事的観点からの南朝鮮占領の意義についての検討に入り、九月二二日に報告書草案を完成していた。草案は、その後、九月二四日に若干修正され、九月二九日に国防長官の承認を経て国務長官に正式に提出され、同日の国務省首脳⁽¹⁹⁾の朝鮮問題討議に反映された。その内容は、すでに広く知られている通りであるが、つぎの五点から「駐留米軍およびその基地の維持は戦略的利益をほとんどたない」と結論するものであつたといえる。⁽²⁰⁾

- (一) 極東で武力紛争が発生する場合、現有の駐留米軍は軍事的負担となり、紛争の勃発に先立つて多大の増強がなされないかぎり、それを維持することは困難である。さらに、米国によるアジア大陸への攻撃作戦は朝鮮半島を迂回するであろう。
- (二) 他方、敵が朝鮮半島に強力な空、海軍基地を設定し、米国の連絡と作戦を妨害する場合には、地上作戦よりは航空活動による中立化がより実際的であり、犠牲が少ない。
- (三) 軍事力の深刻な不足という現状にかんがみれば、南朝鮮に駐留する二個師団計四万五千名の軍隊はどこか朝鮮以外で用いた方がよい。
- (四) 現在の朝鮮占領は疾病や無秩序を防止するという初歩的な目的のために莫大な支出を必要としている。
- (五) 朝鮮内の情勢は米軍の立場を維持し難いものにしており、強いられた撤退は米国の軍事的威信を低下させ、米国の安全により緊要な他の地域での協力に悪影響を与えるであろう。

結局、米国の新しい朝鮮政策は、九月二九日、マーシャル、ロベット、ケナン、バタワース、アリンソンの国務省首脳による朝鮮問題の国連上程についての検討の場で、最終的に形を整えた。バタワースの覚書によれば、その骨子は、ソ連による同時撤退の提案を却下することなく、撤兵以前に朝鮮の国家的独立のために何が用意されるべきかについての勧告とともに、問題を国連の討議に委ねるといふものであり、「あらゆる適切な手段を通じて朝鮮問題を解決し、悪影響を最小限

に抑えつつ、できるだけ早期に朝鮮から撤退できるように努力する」(傍点引用者) というものにほかならなかった。討議の場ではまた、(一)朝鮮における米国の立場は、相当程度の資金と努力を費しても、究極的には維持困難である、(二)米国は、しかし、極東および世界大における相当程度の威信と政治的立場の喪失なしに朝鮮から「逃げ出し」たり、退却することほできない、(三)最近のソ連の提案は、適切に利用されれば、米国が朝鮮から優雅に撤退しうる機会を提供するものである、などの重要な点について、意見の一致がみられた。⁽²¹⁾

このような政策は、SWNCC 176/30との比較において、国務省の従来の方針の大幅な後退を示すものではあつたが、米ソ両軍の同時撤退とそのための補完措置をとるに認めた点において、「介入」と「撤退」の間を模索するものであり、九月一日に大統領に提出されたウェデマイヤー報告の勧告に沿うものであつたといえるだろう。同報告は、性急な米軍の撤退を否定し、ソ連軍との同時撤退の場合には、武器および装備の供与、戦闘部隊の訓練、米軍人を将校とする朝鮮義勇部隊の設置など、できるだけ多くの補完措置を要求していたのである。⁽²²⁾

- (1) See, Memorandum by the Special Inter-Departmental Committee on Korea, 25 February 1947, *Foreign Relations of the United States* (以下 FR 及 藍印付号), 1947, Vol. VI, pp. 608-610; Draft Report of Special Inter-Departmental Committee on Korea, 25 February 1947, *ibid.*, pp. 610-618; Hilldring and Vincent to Marshall, 28 February 1947, *ibid.*, pp. 618-619.
- (2) See, Acheson to Patterson, 28 March 1947, *ibid.*, pp. 621-623; Memorandum by the Assistant Secretary of State for Occupied Area, 7 September 1947, *ibid.*, pp. 1292-1298.
- (3) See, Acheson to Patterson, 28 March 1947, *ibid.*, pp. 621-623.
- (4) *Ibid.*, p. 623.
- (5) See, Joseph Marion Jones, *The Fifteen Weeks*, Viking Press, 1955, pp. 191-193.
- (6) FR, 1947, Vol. VI, p. 627.
- (7) See, Patterson to Acheson, 4 April 1947, *ibid.*, pp. 625-628.

- (∞) See, John L. Gaddis, *Russia, the Soviet Union, and the United States: An Interpretive History*, John Wiley and Sons, 1978, pp. 186-187.
- (○) See, Report by the Joint Strategic Survey Committee, "United States Assistance to Other Countries from the Standpoint of National Security," 29 April 1947, *FR, 1947*, Vol. I, pp. 736-750.
- (□) See, Memorandum by the Assistant Chief of the Division of Northeast Asian Affairs, 29 July 1947, *FR, 1947*, Vol. V pp. 734-736.
- (㊦) See, Report by the Ad Hoc Committee on Korea, 4 August 1947, *ibid.*, pp. 738-741. ㊦の作成は方幹が、その後の第二次米ソ合同委員会での交渉の決裂と、その事態を反映したものである。國務省はソ連の進歩的要素との協定の難反を理由として連の政策を推進しようとしたのであり、㊦の強硬方針は國務院の代表の意向に即したものである。See, Patterson to Acheson, 4 April 1947, *ibid.*, pp. 627-628.
- (㊧) See, Lovett to the Embassy in the Soviet Union, 26 August 1947, *ibid.*, pp. 771-774.
- (㊨) See, Molotov to Marshall, 4 September 1947, *ibid.*, pp. 779-781 ; Lovett to the Embassy in the Soviet Union, 16 September 1947, *ibid.*, pp. 790.
- (㊩) United Nations, *Official Records of the Second Session of the General Assembly, General Committee*, p. 36 ; George C. Marshall, "A Program for a More Effective United Nations," *Department of State Bulletin*, XVII, September 27, 1947, p. 618.
- (㊪) Jacobs to Marshall, 26 September 1947, *FR, 1947*, Vol. VI, pp. 816-817 ; Molotov to Marshall, 9 October 1947, *ibid.*, pp. 827-828.
- (㊫) See, Memorandum by the Assistant Chief of the Division of Eastern European Affairs, 9 September 1947, *ibid.*, pp. 784-785.
- (㊬) See, Jacobs to Marshall, 19 September 1947, *ibid.*, pp. 803-807.
- (㊭) See, Kennan to Butterworth, 24 September 1947, *ibid.*, p. 814.
- (㊮) See, SWINCC to JCS, 15 September 1947, *ibid.*, p. 789 ; Report by JSP, "Military Importance of Korea," 22 September 1947, *Records of the Joint Chiefs of Staff, part I : 1946-1953, the Far East* (資料 *Records of JCS* の整理による), microfilm, University Publications of America, 1979 ; Decision Amending JCS 1483/44, 24 September 1947, *ibid.* ; JCS 1483/46, *ibid.*. 朝鮮半島の北側の政策指針は、新韓、統合參謀本部を通じて三首調整委員会から決定された。統合參謀本部は、草案起草の段階で㊦の指令の作成に参与する機会を与えられた。James F. Schnable and Robert J. Watson, *The History of the Joint Chiefs of Staff*, Vol. III, Michael Glazier, 1979, p.10.
- (㊯) See, Forrestal to Marshall, "The Interest of the United States in the Military Occupation of South Korea from the Point of View of the Military Security of the United States," *FR, 1947*, Vol. V, pp. 817-818.
- (㊰) See, Butterworth to Lovett, 1 October 1947, *ibid.*, pp. 820-821.

(23) See, *Report to the President Submitted by Lt. Gen. A. C. Waldemeyer, September 1947: Korea*, printed for the use of the Committee on Armed Service of the United States Senate, Government Printing Office, 1951; Appendix "E" to Part III—Korea, Political, FR, 1947, Vol. VI, pp. 796-803. 邦訳は神谷不二編「朝鮮問題戦後資料」第一巻、日本国際問題研究所、昭和五十一年、二二四—二二九ページに所収。

二、NSC8——妥協の構造

一〇月一七日に提出された米国決議案をもとに、十一月五日、国連総会第一委員会は選挙監視のための国連臨時朝鮮委員会の設置と外国軍隊の早期撤退を内容とする「朝鮮独立問題」決議を採択した。同決議は、その後、十一月一四日の国連総会において、四三対〇（棄権六）で最終的に採択された。南北朝鮮総選挙は、三月三十一日以前に、人口比に基づいて、臨時朝鮮委員会の監視の下で実施され、選挙後に樹立される新政府が国家保安隊を組織し、「できうれば九〇日以内」に外国軍隊の撤退を完了するために占領国と協議するものとされていた。⁽¹⁾

この国連決議によつて米国が獲得したものは単なる「損傷の限定」だけではない。たとえ朝鮮全土での選挙が実施できなくても、南朝鮮政府が獲得する国際的な承認は新政府の政治的基盤を安定させ、そこに賭した米国の威信を高めるであろう。またそれは、米国政府が予定する南朝鮮への経済的、軍事的援助に論理的基礎を用意し、議会の承認を容易にするに違いない。さらに、新政府の樹立後、それへの破壊活動は国連の権威への挑戦を構成せざるをえないであろう。要するに、朝鮮問題の国連への上程は、米国政府が推進しつつあつた朝鮮政策の重要な一部にはかならなかつたのである。

総選挙が一九四八年三月末に予定され、新政府の樹立が同年夏に想定されたため、九月二九日の決定と十一月一四日の国連決議に基づいて、米国政府は早急に新しい政策の具体的内容を立案しなければならなかつた。それはまた、一方において

駐留米軍の早急な撤退を実現し、他方において政治的支援と相当規模の経済・軍事援助によつて米軍撤退後の南朝鮮政府を支えうるものでなければならず、そのような政策は一省のみで立案されうるものではなかつた。「朝鮮に関する政治的、軍事的、経済的性質の勧告を準備する」という任務は、SWNCC 176/30の勧告に沿つて、国務・陸軍・海軍・空軍四省調整委員会の極東小委員会に委ねられたのである。小委員会における検討は、一九四八年一月二三日、「朝鮮における米国の政策」(SANACC 176/35)として結実したが、その主たる内容は、新政府の樹立を八月一五日に予定し、その後三か月以内に駐留米軍を撤退させるというものであり、ソ連による南朝鮮支配を回避するために、「使用可能な資金、人員、装備の範囲内」で、南朝鮮警備隊を増強し、新政府に軍事、経済的援助を提供することを計画するものであつたといえる。⁽³⁾

しかし、この報告書は、その後統合参謀本部の検討を経たが、ついに正式に承認されることはなかつた。新しく発足した国家安全保障会議は、これらの政策が実施される以前に、大統領および同会議による朝鮮に関する米国の基本的立場の検討と承認を要求したのである。⁽⁴⁾ 極東小委員会は、このような目的に沿つて、ふたたび新しい報告書(SANACC 176/39)を起草し、国務・陸軍・海軍・空軍四省調整委員会に提出し、同調整委員会は、三月二五日、これを承認した。⁽⁵⁾ 同文書は、その後、三月三十一日の統合参謀本部の承認を経て、国家安全保障会議に提出され、同会議は、四月二日、若干の語句の修正の後、これを「朝鮮に関する米国の立場」(NSC 8)として大統領に提出した。大統領がこれを承認したのは四月八日のことである。⁽⁶⁾

もちろん、この間にも、より確実な補完措置とより柔軟な撤退期日の設定を望む国務省とそれらに対して厳格な立場をとる陸軍省との間に意見の対立がなかつたわけではない。たとえば、駐留米軍司令官ホッジが北朝鮮軍に対抗するために完全編成の六個師団一〇万名の南朝鮮軍(Army)の装備と訓練が必要であると判断していたの⁽⁷⁾に對し、統合参謀本部は、二月六日のマッカーサーの勧告を入れ、三月一〇日、歩兵用重火器で装備された五万名の南朝鮮警備隊(Constabulary)を認めすぎなかつた。⁽⁸⁾ パターワースは切迫した撤退の期日と部隊の装備・訓練の進捗状況に焦だち、三月五日、国務長官、ジェ

イコブズ、パンス、アリソンとこの問題を協議している。この会合において、マーシャルは、陸軍省が撤退期日の設定に柔軟であるべきであるとの意見に賛成するとともに、南朝鮮で増強される部隊が所定の時間内に北朝鮮に存在する軍隊に比肩しうるまでに育成されうるかどうかに関し強い疑問を表明し、装備の促進と現地部隊の米軍への編入の可能性について調査する必要があると指摘している。⁽⁹⁾

NSC 8は、これら二つの要請の妥協を求めたという意味において、基本的には前年九月二九日の決定をより入念に仕上げたものにはかならなかつた。前年九月の決定の核心ともいふべき「悪影響を最小限に抑えつつ、できるだけ早期に朝鮮から撤退する」という文言は、そのまま結論部分の冒頭に用いられ、文書の性格を大きく特徴づけているのである。また、米軍の撤退については、「一九四八年一月三十一日までの占領軍撤退の条件をつくり出すためにあらゆる努力が払われるべきである」(傍点引用者)と規定されていた。⁽¹⁰⁾

このような文書の性格は分析部分にも明瞭である。文書は、一方において、朝鮮におけるソ連の目的は究極的に朝鮮全域へのソ連支配の確立にあると断定し、それが中国および日本の双方に対するソ連の政治的、戦略的立場を増大させ、逆にこれらの地域と極東全体における米国の立場に悪影響をもたらすであろうと推測し、さらに、撤退にあたって、もし米国が「公然たる侵略」以外のなものに対しても南朝鮮を自衛させるに足る固有の軍事力を残して置かなければ、米国の撤退は極東における友好国と同盟国への裏切りと解釈されうるし、当然、その地域全体でソ連に有利な勢力の再編成を招来するであろうとの認識を示している。しかし、他方において、「公然たる侵略」がなされた場合、それが「国連の威信と影響力に対して重大な打撃となり、この点において、米国の利益は、それと同一でないまでも、国連の利益と平行している」ことを認めずにすぎず、「外部からの侵略と内部転覆に対して、必要とあれば武力によつて、南朝鮮の政治的独立と領土的統合性を保証する」ことを明確に否定している。⁽¹¹⁾ 文書の基本的な性格は政治戦略的な朝鮮重視と軍事戦略的なその軽視との間の妥協に

こそ求められるべきであろう。

それでは、米国政府は「悪影響を最小限に抑える」という要請と「できるだけ早期に朝鮮から撤退する」という要請をどのように調和させ、「実際的および実行可能な範囲で、南朝鮮に樹立される政府の支援の条件を確立する」ことを企図したのであるか。NSC 8 が示す行動方針は、まず第一に、「撤退に先立つて、北朝鮮あるいは他の軍隊による公然たる侵略行動以外の何ものに対しても、南朝鮮の安全を守ることのできる現地軍部隊の訓練と装備を提供する」ことであり、これには適当な規模の軍事顧問団の設置が含まれていた。それは、第二に、「経済的破綻を阻止するために、南朝鮮に経済援助を提供する」ことであり、そのために、一九四九年六月末までの一か年に総計一億八千五百万ドルの政府財政支出を予定していた。またそれは、第三に、あらゆる努力を払って、「朝鮮政府が政治的、経済的安定性を高め、政治的転覆あるいはその他の非暴力的手段を通じての共産主義の影響力の増大を妨げる政策をとるよう鼓舞する」ことであつた。⁽¹⁷⁾

要するに、NSC 8 が示す行動方針は、米軍撤退の補完措置として、小規模の軍事援助、相当程度の経済援助、そして全面的な政治的支援を企図するものであつたといえる。またそれは、米軍撤退以後のこれら援助の継続の可能性を排除するものではなかつた。米国政府は、NSC 8 の採択によつて、全面的「介入」でも、また全面的「撤退」でもない、新しい中間の道を決定したといえるのである。

- (1) See, Letter from the United States Representative Addressed to the Secretary-General and Enclosed Draft Resolution, *Department State Bulletin*, Vol. XW, October 26, 1947, pp. 820-822; Problem of the Independence of Korea, *ibid.*, Vol. XW, November 30, 1947, pp. 1031-1032; Preliminary Summary of General Assembly Action, Second Regular Session, *ibid.*, Vol. XW, December 19, 1947.
- (2) Report by Far Eastern Subcommittee of SANACC, "United States Policy in Korea" (SANACC 176/35), *Records of JCS.*
- (3) *Ibid.*
- (4) Schnabel and Watson, *The History of the Joint Chiefs of Staff*, Vol. III, pp. 16-17.

- (5) *Ibid.*, p. 17.
- (6) See, JCS, Decision on JCS 1483/53, 31 March 1948, *Records of JCS*; NSC to Truman, 2 April 1948, *FR, 1948*, Vol. VI, pp. 1163-1169; JCS 1483/54, 9 April 1948, *Records of JCS*.
- (7) See, JCS, "South Korean Armed Forces," 24 November 1947, *Records of JCS*.
- (8) See, JCS, Decision on JCS 1483/51, "Augmentation and Equipping of South Korean Constabulary," 22 March 1948, *ibid.*
- (9) See, Butterworth to Marshall, 4 March 1948, *FR, 1948*, Vol. VI, pp. 1137-1139; Memorandum of Conversation by the Chief of the Division of Northeast Asian Affairs, 5 March 1948, *ibid.*
- (10) See, Report by the National Security Council on the Position of the United States with Respect to Korea (NSC 8), 2 April 1948, *ibid.*
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*

三、NSC 8 / 2——再確認

NSC 8の採択から一九四八年末までの間に朝鮮情勢は急速に展開していく。二月二六日の国連中間委員会(小総会)の決議に従つて、五月一〇日、国連臨時朝鮮委員会の監視のもとで南朝鮮総選挙が実施され、五月三一日には制憲議会が召集された。議会は七月二二日に大韓民国憲法草案を可決し、七月二〇日に初代大統領に李承晩を選出した。⁽¹⁾八月一五日に大韓民国の樹立を宣言した李承晩は、八月二四日、ホッジ司令官との間に、韓国軍隊の組織、訓練および装備と指揮権の漸進的な委譲に関する協定を締結し、九月五日、南朝鮮警備隊を陸軍に、また海岸警備隊を海軍に改称した。⁽²⁾また、韓国への政府機能の委譲と米軍撤退の実施のために、八月一二日、トルーマン大統領の特別代表に任命されたジョン・ムチオは、二六日、韓国に米国外交使節団を設置した。⁽³⁾他方、ソ連外務省は、九月一八日、北朝鮮駐留ソ連軍の同年末までの撤退を米国側に通告し、一二月二五日、その完了を声明した。⁽⁴⁾その間、韓国では、一〇月一九日、半島南端の麗水で連隊規模の軍の反乱事件

が発生し、十一月二〇日、議会は米軍の駐留継続を要請する決議を採択した。⁽⁵⁾

米軍の朝鮮撤退作戦は、このような事態の展開のなかで行われたため、当初から波乱含みであつた。新陸軍長官ロイヤルは、六月二三日、撤退開始の期日を八月一日、またその完了の期日を十二月三日とする計画を國務省に提示したが、同日、國務長官は、国連の行動およびその他の事態の展開に備えて、撤退作戦の準備と実施に「充分な柔軟性」を求める書簡を陸軍長官に送付してしたのである。⁽⁷⁾七月八日の國務省の回答もまた、撤退計画が一時中断したり、遅延する可能性を示唆するものであつた。⁽⁸⁾

このような状況のなかで、実際の撤退作戦は、八月後半の数次にわたる國務省と陸軍省の折衝と両省間の暫定的合意に基づいて、撤退完了の期日を確定しないまま、九月一日以後、隠密裡に実施に移された。⁽⁹⁾しかし、撤退作戦が最終段階に近づくとき、問題はふたたび表面化せざるをえなかつた。作戦を指揮するウェデマイヤー中將は、十一月四日、翌年一月一日を作戦完了の期日とする計画を國務省に提示し、これへの同意を要請したが、これに対する國務省の回答は十二月に予定される国連総会での朝鮮問題討議が終了するまで作戦が最終段階に入ることを留保するべきであるものであつたのである。⁽¹⁰⁾このため、統合参謀本部は、十一月五日、一個強化連隊七千五百名の駐留継続をマッカーサーに指令せざるをえなかつた。⁽¹¹⁾陸軍省が二月一日以後三月三十一日までの撤退完了をめざす最終的提案を國務省に示したのは、第三回国連総会が韓国政府を「唯一合法」と認定し、国連朝鮮委員会の設置を決議した後、⁽¹²⁾一二月二二日のことであつた。

しかし、国連総会との関連で朝鮮からの米軍撤退が遅延する間に、國務省内では、これとは別の観点から撤退完了の延期ないし中止を求める意見が抬頭しつゝあつた。その第一はソウル駐在の米国特別代表ムチオが國務長官にあてた十一月二二日の電文報告であり、麗水反乱事件を契機に、従来からの経済的混乱に加えて、韓国内の政治的混乱が頂点に達していること、また、北朝鮮の軍事力が韓国を相当に上廻り、中共軍が満州を制覇する状況のもとで、国民の間に北朝鮮軍の南侵への

恐怖が増大していることなどの理由から、米軍の最終的な撤退を数か月間延期し、韓国政府に時間的余裕を与えることを要請するものであつた。ムチオはまた、この間に米国も、ソ連軍撤退後の北朝鮮政権および韓国内の共産主義勢力の動向、対内的および対外的安全に対する韓国軍の準備状況、その他について、充分に再検討するべきであると勧告している。⁽¹³⁾

他方、新任の國務省北東アジア課長マックス・ビショップが二月一七日に、バターワースに提出した覚書はより包括的であつた。同文書は、明らかに中国情勢の新しい展開の影響を受け、米軍撤退が極東および太平洋地域の安全に及ぼす影響を日本との関連で論じている。ビショップはNSC8がこの点を過小に評価していることに不満を抱き、米軍の撤退は、いずれにせよ、共産勢力の北東アジアへの拡大を意味し、もし朝鮮全域がその支配下に置かれれば、「世界共産主義のもつとも重要な標的」である日本列島がサハリン、千島、朝鮮の三方面から包囲されざるをえないと主張し、NSC文書そのものの再検討を要請したのである。⁽¹⁴⁾ 同様に、中国駐在大使ジョン・スチュアートも、二月二十九日、中国における軍事的展開がアジア情勢に与える政治的衝撃を弱めるために、朝鮮において「外交的攻勢」がとられるべきであると國務長官に示唆した。⁽¹⁵⁾ このような動きのなかで、NSC8の再検討に大きな役割を演じたのは國務省極東局長バターワースであつた。かれは、ただちに、この問題に関する覚書をロベット國務次官に提出し、韓国に維持されるべき軍事力についての検討を開始するとともに、一月二三日、問題の国家安全保障会議での討議を進言した。韓国に維持されるべき米軍部隊の任務としては、「外部からの侵略と内部転覆に対する抑止力として行動し、韓国政府に精神的支持と安定性をもたらす」ことが想定されて⁽¹⁶⁾いた。ロベットが問題を国家安全保障会議に提出したのは、バターワースの再度の勧告の後、一月一七日のことであつた。⁽¹⁷⁾ これに続いて、國務省は、一月二五日、ふたたび米軍撤退完了の延期を陸軍省に要請した。⁽¹⁸⁾ こうして、米軍撤退問題はふたたび国家安全保障会議の決定に委ねられたのである。

ところで、この間にも、韓国に対する経済援助計画が進展していた。トルーマン大統領は、一九四八年八月二五日、対韓

経済援助の責任を、マーシャル・プラン適用国なみに、翌年初に経済協力局(ECA)に移管することを決定したが、これに伴つて、占領地域担当國務次官補ソルズマンは、九月七日、将来の対韓経済援助に関する詳細な政策文書を作成している⁽¹⁹⁾。同文書は、マーシャル國務長官を通し、九月一七日、経済協力局長ホフマンに提出されたが、そこにみられる國務省の立場は、明らかに、前年春に議会で提出されようとしていた三か年の復興援助計画の方針を引き継ぐものであつたといえる⁽²⁰⁾。國務省は、一九四九会計年度後半に始まり、一九五二年六月に至る期間に、総額四億一千万ドルの救済および経済発展計画を経済協力局のもとで実施に移そうとしていたのである。ソルズマンによれば、それは石炭、肥料、電力、漁業などへのある程度の資本支出を含むものであり、「できるかぎり迅速かつ早期に韓国を自立的基盤のうえに置く」ことを企図するものにはかならなかつた⁽²¹⁾。

以上のような経緯のもとで、國務省は、三月一六日、NSC 8/1を国家安全保障會議に提出し、その検討を同機関に委ねた。国家安全保障會議は、三月二二日の會議で、国防長官を通して表明された統合参謀本部の修正要求を入れ、これをNSC 8/2として採択した⁽²²⁾。しかし、一年間の事態の推移にもかかわらず、新しい決定は依然として二つの要請の間の妥協を特徴とするものとどまり、「介入」と「撤退」の中間を模索する姿勢に変化はなかつた。むしろ、この間に、國務・陸軍両省間の対立点が一層煮つめられ、それに応じて、両論を詳細に並記するという性格が強まつたといえる。前年春の決定と比較して、NSC 8/2は二つの要請のいずれをもより明確に追求していたのである。

陸軍省の要請という観点からみて、NSC 8/2の最大の成果は撤退完了の期日を疑問の余地のない形で確認したことにある。NSC 8/1が、国連朝鮮委員会および韓国政府との協議、およびその期日までの韓国軍への装備と物資の委譲終了を条件に、「一九四九年六月三〇日、あるいはその前後」を撤退完了の期日としていたのに対し、NSC 8/2は、それらの条件を含め、「一九四九年六月三〇日、あるいはそれ以前」の撤退実現を要求しているのである。同時に、統合参謀本

部は韓国に創設されつつある海、空軍への軍事援助に明確な制限を加えることにも成功した。NSC 8 / 2はNSC 8 / 1にみられる「海軍」という語句を削除し、海軍力創設への援助の期待を一掃する文言を挿入するとともに、空軍への援助を偵察任務への援助に限定し、それを陸軍への援助の一部としたのである。⁽²³⁾

文書は、ソ連の支配する北朝鮮が直接的軍事攻撃ないし反乱の鼓舞によつて韓国政府の打倒を試みる可能性を認めつつも、単なる一時的な撤退延期がむしろ残留部隊の壊滅ないし強いられれた韓国放棄という米国の威信にとつてのより大きな危険の負担につながるという軍の判断を示し、また、韓国軍の訓練と装備は現行の計画内で米軍の撤退完了を正当化しうる状態にあり、現時点での撤退は日本における米軍の立場に悪影響を与えることはないであろうという、マッカーサーの報告を引用しつつ、これらの措置を正当化した。⁽²⁴⁾ 皮肉にも、NSC 8の再検討の過程で、陸軍省の立場にもつとも大きな論理的根拠を与えたのは、この一月一九日のマッカーサー報告であつた。北朝鮮軍の南侵後、米国地上軍の派遣に決定的な役割を演じたマッカーサーは、ここで、米国は「共產主義者によつて醸成された内部攪乱を伴う（北朝鮮からの）全面侵攻に対抗するまでに韓国軍部隊を訓練し、装備する能力」をもたず、そのような場合には、「韓国軍への積極的な軍事的支援を断念せざるえないであろう」と述べ、南朝鮮総選挙一周年にあたる五月一〇日を完了期日とする「自発的撤退」を勧告したのである。⁽²⁵⁾

また、国務省の立場からみても、NSC 8 / 2は前年春の決定で示された軍事的、経済的補完措置の内容をさらに一歩進めて具体化するものであつた。軍事援助として、同文書は、最終的撤退に先立つての陸（Army）、海軍（Coast Guard）および警察（Police）への装備、六か月分の補充物資、および緊急用を含む消耗品の委譲、すでに暫定的な形で存在する軍事顧問団の迅速な設置、そして航空偵察部隊を含む六万五千名の陸軍、四千名の海軍および三万五千名の警察官の装備と訓練を完成するための軍事援助の一九五〇会計年度以後の立法化を明確に規定している。また経済技術援助として、同文書は、経済協

力局を通しての一九五〇会計年度一億九千二百万ドルの援助とその二か年間の継続（三か年間の総額四億一千万ドル）を予定している。⁽²⁶⁾

トルーマン大統領は、以上のような国家安全保障会議の勧告を、翌三月二三日、承認した。これに伴い、四月四日、ムチオは李承晩大統領を訪問し、決定の概容を伝えた。最後の米軍部隊が、国連朝鮮委員会の監視のもとで、仁川からハワイに向けて出発したのは六月二十九日のことであつた。⁽²⁷⁾翌日の深夜、米軍司令部は解散し、七月一日、四九二名からなる在韓米軍軍事顧問団(KMAG)が正式に発足した。これ以後、マッカーサー將軍に残された任務は軍事顧問団への兵站上の支授と緊急時における米国人の救出に限定されるものとなつた。⁽²⁸⁾

- (1) 大韓民国国会事務局資料編纂課、『国会史』第一巻、ソウル、一〇一―一ページ、一九二六ページ、および五三―五四ページ参照。
- (2) 大韓民国国防部戦史編纂委員会、『韓国戦争史』第一巻、ソウル、三三六―三四二ページ参照。
- (3) See, Robert K. Sawyer, *Military Advisors in Korea: KMAG in Peace and War*, Office of the Chief of Military History, Department of the Army, 1962, p. 36.
- (4) See, Statement of the Ministry of USSR on the Evacuation of Soviet Troops from Korea, 20 September 1948, *The Soviet Union and the Korean Question*, Soviet News, 1950, pp. 61-63; TASS Statement, 30 September 1948, *ibid.*, p. 63; TASS Statement, *ibid.*, p. 82.
- (5) 前掲『韓国戦争史』第一巻、四五―一四八ページ、および『国会史』第一巻、六三―六四ページ参照。
- (6) See, Royall to Marshall, 23 June 1948, *FR, 1948*, Vol. VI, pp. 1225-1226.
- (7) See, Marshall to Royall, 23 June 1948, *ibid.*, pp. 1224-1225.
- (8) See, Lovett to Royall, 8 July 1948, *ibid.*, pp. 1234-1235.
- (9) See, Memorandum by the Director of the Office of Far Eastern Affairs, 17 August 1948, *ibid.*, pp. 1276-1279; Wisner to Draper, 23 August 1948, *ibid.*, p. 1286; Chief of Staff, US Army, "Reduction of U.S. Forces in Korea," 22 November 1948, *Records of JCS*; James F. Schnabel, *Policy and Direction: the First Year, United States Army in the Korean War*, Office of the chief of Military History, United States Army, p. 29.

- (10) See, Lovett to Marshall, 5 November 1948, *FR, 1948* Vol. VI, p.1319; Saltzman to Wedemeyer, 9 November 1948, *ibid.*, p.1324.
- (11) See, Chief of Staff, US Army, "Reduction of U.S. Forces in Korea," 22 November 1948, *Records of JCS*; Schnabel and Watson, *The History of the Joint Chiefs of Staff*, Vol. III, p.21.
- (12) See, Draper to Saltzman, 22 December 1948, *FR, 1948*, Vol. VI, pp. 1341-1342; Schnabel and Watson, *History of the Joint Chiefs of Staff*, Vol. III, p.21.
- (13) See, Muccio to Marshall, 12 November 1948, *FR, 1948*, Vol. VI, pp.1325-1328.
- (14) See, Bishop to Butterworth, 17 December 1948, *ibid.*, pp.1337-1340.
- (15) See, Stuart to Marshall, 29 December 1948, *FR, 1948*, Vol. VI, p.695.
- (16) See, footnote 4, p.1343, *FR, 1948*, Vol. VI; Butterworth to Marshall, 10 January 1949, *FR, 1949*, Vol. VII, pp. 942-943; footnote 3, p.942, *ibid.*
- (17) See, NSC, Re-Appraisal by National Security Council of United States Policy with Respect to Korea, 19 January 1949, *Records of JCS*.
- (18) See, Saltzman to Draper, 25 January 1949, *FR, 1949*, Vol. VII, pp.944-945.
- (19) See, Truman to Marshall, 25 August 1948, *FR, 1948*, Vol. VI, pp. 1288-1289; Memorandum by the Assistant Secretary of State for Occupied Areas, 7 September 1948, *ibid.*, pp. 1292-1298.
- (20) See, Marshall to Hoffman, 17 September 1948, *ibid.*, pp.1303-1305.
- (21) See, Memorandum by the Assistant Secretary of State for Occupied Areas, 7 September 1948, *ibid.*, pp.1292-1298.
- (22) See, A Report to the National Security Council by the Secretary of State, "the Position of the United States with Respect to Korea" (NSC8/1), 16 March 1949, edited by Paul Kesarisi, *Documents of the National Security Council, 1949-1977*, microfilm, University Publications of America, 1980; JCS, Decision on J.C.S. 1489/63, A Report by JSSC on the Position of the United States with Respect to Korea, 21 March 1949, *Records of JCS*; Report by the National Security Council to the President, "Position of the United States with Respect to Korea" (NSC8/2), 22 March 1949, *FR, 1949*, pp.969-978; Schnabel and Watson, *The History of The Joint Chiefs of Staff*, Vol. III, p.25.
- (23) See, NSC8/1, *Documents of National Security Council*; NSC8/2, *FR, 1949*, Vol. VII, pp.969-978.
- (24) *Ibid.*
- (25) 三月三十一日を撤退完了期日とする陸軍省の提案(一二月二三日)の後、国務・陸軍両省は共同で作成した質問書をマッカーサーに送り、米軍撤退が

- 日本における米国の立場に与える影響、その他に関する見解を求めた。マッカーサーの回答は一月十九日に陸軍省に伝えられ、一月二十五日、陸軍長官から國務長官に伝達された。この間の経緯及び回答の内容については以下を参照された。 Royall to Marshall, 25 January 1949, *FR*, 1949, Vol. W, pp.945-950 ; Schnabel and Watson, *The History of the Joint Chiefs of Staff*, p.23 ; Sawyer, *Military Advisors in Korea*, p.37.
- (9) See, NSC8/2, *FR*, 1949, Vol. W, pp.969-978.
- (10) See, Muccio to Acheson, 9 April 1949, *ibid.*, pp.981-982 ; Sawyer, *Military Advisors in Korea*, p.38.
- (11) See, Schnabel, *Policy and Direction*, p.34.

結 論

一九四七年春以後の米国の朝鮮政策は、二つのNSC文書にみられるように、政治戦略的な立場からの「介入」の要請と軍事戦略的な立場からの「撤退」の要請の間の対立と妥協のうえに成り立っていた。このうち、「介入」の要請はヴィンセント、アリソン、バターワースなどの國務省極東関係者によつて提起され、國務次官と國務長官を通して米政府の政策に反映されたものであり、米国の政治的威信の観点から、できうるかぎり南朝鮮の共産化を阻止し、そこに自立的基盤をもつ非共産国家を維持しようとするものであつたといえる。それは、具体的には、国連の權威の導入、数か年の經濟復興計画、小規模の軍事援助などの政策として実現したものであつた。また、「撤退」の要請は陸軍省、統合參謀本部、マッカーサーなどの軍関係者によつて強く主張され、陸軍長官と国防長官を通して米政府の政策に反映されたものであり、対ソ戦略および駐留に要する資金・人員の観点から、朝鮮への直接的な軍事関与の早期撤回をめざすものであつたといえる。それが、具体的には、駐留米軍の早期撤退を意味するものであつたことはいうまでもない。

これらの二つの要請の対立は、一九四七年三月のトルーマン・ドクトリンの宣布を契機に表面化した。陸軍省の要請は、当初は、西欧への經濟援助に力点を置く世界戦略の再編成の過程で提起されたものであり、ヨーロッパとアジアにおける冷戦の非対称的展開に由来するものであつたといえる。その意味では、李承晩が指摘したように、「朝鮮はギリシアと同じよ

うな戦略的狀況のもとに置かれている」⁽¹⁾か否かに問題の本質があつた。しかし、これに対する統合参謀本部の回答はきわめて否定的なものであり、「駐留米軍およびその基地の維持は戦略的利益をほとんどたない」⁽²⁾とするものにほかならなかつた。また、このような評価は、その後、沖繩、ガム島などの南西太平洋諸島を中核とする米国の新しい極東戦略のなかで、徐々に理論的に正当化されていつた。⁽³⁾NSC8の示す行動方針は、すでにみたように、米軍の早期撤退とそのため補完措置をともに認めたという意味で、このような軍の立場と國務省の立場の中間を模索するものであつたといえる。

しかし、このような政策は、一九四八年秋の韓国内の政治的混乱と中国情勢の新しい展開の結果、その後もしばらくの間、米政府内で定着するに至らず、そのためには国家安全保障会議における再検討とNSC8/2の採択が必要とされた。いずれにせよ、NSC8/2は従来の方針の再確認と二つの要請のより一層の併行的追求をもたらし、これ以後、米政府はむしろ二つの要請の兩立に努力し、そのなかに新しい政治的、軍事的戦略を見出していく。それは、軍事的には朝鮮を日本、沖繩、フィリピンと区別するとともに、政治的にはそれを台湾と区別し、さらに、当該地域のかかえる課題の性格と米国の介入の度合において、それを東南アジア諸国とも区別するものであつたといえる。

(1) Rhee to Truman, 13 March 1947, FR, 1947, Vol. V, p.620.

(2) Butterworth to Lovett, 1 October 1947, *ibid.*, p.817.

(3) See, John L. Gaddis, "The Strategic Perspective: The Rise and Fall of the 'Defensive Perimeter' Concept, 1947-1951," in Dorothy Borg and Waldo Heinrichs, eds., *Uncertain Years, Chinese-American Relations, 1947-1950*, Columbia University Press, 1980, pp.62-64.

追記 本稿は昨年十一月一日の日本国際政治学会秋季研究大会での筆者の報告の一部に加筆し、「注」を付しものである。